

国自安第 222 号
令和 8 年 3 月 25 日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

物流・自動車局 安全政策課長
(公 印 省 略)

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。